オープンカウンター方式による見積合わせについて

令和7年11月13日

分任支出負担行為担当官 利根沼田森林管理署長 田中 直哉

下記の案件について見積合わせを実施するので、参加希望の者は期限までに見積書を提出してください。

記

- 1 件 名 第1号 大型排水管による捕獲個体残渣減容化処理容器作成及び埋設業務 (詳細は「業務仕様書」のとおり)
- 2 設置場所 群馬県利根郡昭和村大字赤城原字久呂保赤城山国有林156に林小班内 (別紙位置図の箇所)
- 3 完成期限 令和8年 2月27日まで
- 4 見積書等提出の日時・場所
 - (1) 日時:令和7年11月27日(木) 10:00まで
 - (2) 場所:利根沼田森林管理署 総務グループ(経理担当)

※電子調達システムによる提出をお願いします。

※電子調達システムで提出することができない場合は、持参もしくは郵便による 提出を認めます。(提出方法は「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留 意事項」 2 による)

5 提出書類

(1) 見積書

※電子調達システムで提出する場合の<u>見積額は税抜金額を入力</u>してください。 ※紙で提出する場合の<u>見積額は税抜金額と税込金額がわかるように記載し、必ず日付を</u> 記載してください。

(2) 資格を証明する書類の写し

令和7・8年度競争参加資格者名簿兼資格確認通知書(建設工事) ※郵送、持参をする場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名) 見積書 在中」と朱書きで記載のうえ提出をしてください。

6 契約者の決定

見積書提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で、最低の価格を見積りした方を契約の相手方とします。

- 7 契約の締結日 見積もり採用の日
- 8 契約条件等

別紙請書(案)のとおり

9 必要な資格等

- ① 令和 7・8 年度 関東森林管理局競争参加資格者名簿(建設工事)に登録している者であること。
- ② 「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」の1(1)~(3)に該当しない者であること。

10 その他

- ① 見積書の提出にあたっては、別紙「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。
- ② 見積書を提出した場合は、別紙「業務請書(案)」を承諾したものとみなします。

(担当:総務グループ経理担当)

(電話:0278-24-5535)

業務仕様書

1 業務概要

- (1)業務名 大型排水管による捕獲個体残渣減容化処理容器作成及び埋設業務
- (2)業務場所 群馬県利根郡昭和村大字赤城原字久呂保赤城山国有林156に林小班内
- (3)業務内容 別紙見積書のとおり

2 一般事項

- (1) 本業務のための諸施設及び労務者の管理について、関係法令、その他法律で定めるところにより 実施する
- (2) 仕様書及び実施にあたって不明な点が生じた場合は、監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の完了に際しては、業務現場の整理、後片付けを行うこと。

3 材料及び作成

- (1) 作成にあたって使用する材料については、監督職員の確認を受けること。
- (2) 鉄蓋等の加工・作成にあたっては、蓋の閉め切りが十分かどうか、強度が十分保たれているか注意して作成をし、適当な期間が経過しても使用に支障がないようなものとすること。

4 掘削・埋め戻し及び設置

- (1) 掘削深は、約2.35m程度を基本とし、地上に出る容器の高さ部分が約0.65m となるように調整をすること。
- (2) 掘削した土砂は埋め戻しに使用するため、後続の作業が行いやすいような安全な箇所に存置すること。
- (3) 土砂の埋め戻しに際しては、容器が十分固定されるよう注意しながら締め固めをすること。
- (4) 埋め戻し時に発生した残土については、周辺が広場となっていることから、適当に敷き均して処理するほか、監督職員の指示に従うこと。
- (5) 容器の設置・埋設作業にあたっては、作業員の安全に配慮し、特に掘削箇所の底での作業時には酸欠等にならないよう十分注意して、見張りを立てるなど行うこと。

5 写真管理

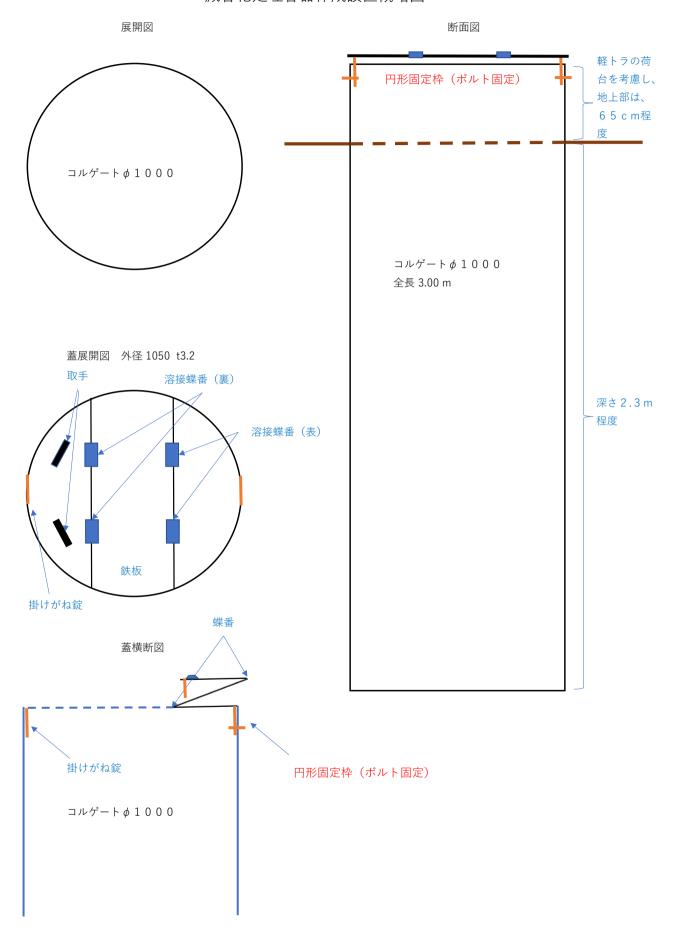
作業の経過を、下記の撮影基準により工程ごとに説明看板とともに撮影をし、写真管理をすること。

- (1) 材料の作成・搬入・監督職員による確認作業状況 各1枚以上
- (2) 掘削・設置・埋設業務の作業前・作業中・作業後の近景及び全景各1枚以上
- (3) 掘削土の存置時の状況及び敷き均した場合はその状況1枚以上
- (4) 設置完了時の写真1枚以上

6 その他

- (1)業務の実施にあたっては関係法令を遵守し、災害の防止に努めること。
- (2) 作業区域内には、関係者以外の立ち入りを禁止するよう措置を講ずること。

減容化処理容器作成設置概略図





施工参考写真











